

障がい福祉サービス

障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス

平成25年4月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部改正により、新しい制度の全体像は、自立支援給付・児童福祉法による給付(全国一律の制度)と地域生活支援事業(都道府県・市町村ごとの制度)で構成されます。

自立支援給付	
介護給付 ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障がい者等包括支援 ・短期入所(ショートステイ) ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援	訓練等給付 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援 ・共同生活援助(グループホーム) ・自立生活援助
計画相談支援給付費	自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療
地域相談支援給付費	補装具
	療養介護医療費

児童福祉法による給付	
障がい児通所給付費	高額障がい児通所給付費
障がい児入所給付費	高額障がい児入所給付費
障がい児相談支援給付費	

地域生活支援事業	
相談支援	地域活動支援センター
日常生活用具の給付または貸付	成年後見制度利用支援
移動支援	その他の日常生活又は社会生活支援
コミュニケーション支援	障がい者自動車改造助成